

# 「いちのみや気候変動対策アクションプラン2030」改訂業務委託仕様書

## 1 業務目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の改正や国の地球温暖化対策計画の改定など、地球温暖化を取り巻く状況が大きく変わり、日本の新たな温室効果ガス削減目標が示された。そのため、ゼロカーボンシティ宣言を行った本市の地域脱炭素をさらに加速させていく必要がある。これらの背景を踏まえ、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた本市の新たな削減目標を定め、脱炭素社会実現に向けた取り組みの推進を図ることを目的として、いちのみや気候変動対策アクションプラン2030を改訂する。

## 2 業務内容

本業務の実施にあたっては、環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」などで示される考え方に基づき、適切な方法で行うこととする。

### （1）基礎情報の収集及び現状分析

本市の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再エネの導入及び温室効果ガス削減のための取り組みに関する基礎情報の収集及び現状分析を行う。併せて、本市のエネルギー消費量、再エネ導入量、再エネ導入ポテンシャルを把握・分析し、再エネの導入に当たっての課題や条件を整理する。

### （2）将来の温室効果ガス排出量に関する推計

温室効果ガス排出量の現状推計を行うとともに、（1）の結果を踏まえ、2050年に温室効果ガス排出量ゼロとすることを前提に、足元から2050年までの排出量を推計する。推計は6部門（産業・民生家庭・民生業務・運輸・廃棄物・農業）の合計で算出し、2030年を中間地点とする。

なお、将来推計にあたっては以下の3パターンを想定する。

- ア 追加的な対策を見込みず、現在の経済状況が今後も継続した場合（活動量のみが変化する想定）
- イ 温室効果ガスの排出量削減が国の現行の地球温暖化対策計画と同程度図られた場合
- ウ イの対策に加えて、さらに本市独自の追加対策を実施した場合

### （3）再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成

本市のゼロカーボンシティの実現に向けた将来ビジョンや脱炭素シナリオを作成する。また、それに向けた種別ごとの再エネ導入目標の設定や温室効果ガス排出量削減目標の見直し、その他の脱炭素に資する目標も併せて作成する。

再エネ導入目標の設定に当たってのポテンシャル推計は、（1）で整理した地域特性を踏まえ、太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電、地熱発電についての推計を行う。推計にあたっては、可能な限り将来の技術革新を踏まえて推計を行うことで、最大限の再エネ活用を目指すことに留意する。なお、事業期間を鑑み、調査方法は机上調査を基本とし必要に応じて現地調査を行う。再エネ導入目標は、将来推計を踏まえた上でゼロカーボンシティに向けて必要な部分を割り出し、その実現に向けた目標を設定する。導入目標は2050年を最終年度とし、2030年の中間目標を設定する。

- (4) 作成した目標及び地域脱炭素を実現するために必要な政策及び重要な施策に関する構想の策定  
ゼロカーボンシティの実現、(3)の目標達成に向け、短期的に導入を拡大するための実効性の高い取り組みや施策、中期的に課題を解決しながら推進していく取り組みや施策を検討・提案する。
- (5) (3)、(4)の実現に向けた進捗管理のための指標及び体制構築の検討  
温室効果ガス排出量の削減効果の評価に関する指標など(3)及び(4)の実現に向けた進捗管理のための指標を検討する。併せて取り組みを推進していくための体制構築の検討を行う。
- (6) 温室効果ガス排出量算定ツールの改修及び再エネ導入量算定ツールの作成  
本市が所有する現行の温室効果ガス排出量算定ツール（Excel形式）及びマニュアルについて算定方法に変更がある場合は、変更内容に即したものに改修する。  
また、新たに導入目標を設定する再エネ導入量を年度別に把握するための算定ツール（Excel形式）及びマニュアルを作成する。  
※ これらの算定ツール及びマニュアルは、専門知識を有しない者でも取り扱えるようなるべく平易なものとすること。
- (7) 脱炭素先行地域づくり事業または重点対策加速化事業の検討  
(4)の取り組みを踏まえ、脱炭素先行地域づくり事業または重点対策加速化事業の応募申請を目指すためのビジョンの作成や検討を行う。
- (8) 緩和策に関する対策・施策のまとめ及び検討  
市域の温室効果ガス削減、吸収源に係る各課の対策・施策を見直し、庁内検討会議等で庁内担当部署と協議し、その効果(削減量)について検討する。  
なお、以下の内容に分類して検討する。  
ア 再生可能エネルギーの利用促進に関するもの  
イ 区域の事業者・住民の活動促進に関するもの  
ウ 地域環境の整備及び改善に関するもの  
エ 循環型社会の形成に関するもの
- (9) 気候変動適応策に関する対策・施策の検討  
国が策定した気候変動適応計画等を踏まえ、現行計画において見直しの必要がある場合、一宮市における地域気候変動適応策の対策・施策をとりまとめる。  
施策の内容にあたっては、庁内検討会議等で庁内担当部署と協議し、実現の可能性を検討する。
- (10) 都市計画・防災・農政との調整  
温室効果ガス削減、吸収源、気候変動適応に係る対策・施策について、都市計画や防災計画、農業振興地域整備計画等の関連施策との連携に向けた庁内調整の支援を行うものとする。
- (11) 会議等の運営・開催支援  
庁内検討会議（全2回程度）、改訂協議会※（全2回程度）一宮市環境審議会（全2回程度）の実施にあたり、次に記載する運営支援を行うものとするが、必要と認められる場合には適宜協議の上決定する。  
ア 会議資料及びパブリックコメント実施に関する公表用資料の作成

- イ 会議への出席及び必要に応じ資料説明
- ウ 議事録の作成
- エ パブリックコメントで寄せられた意見の整理、回答原案の作成等

※ 改訂協議会は市職員のほか有識者等の外部委員も含め、改訂内容について協議する会として新たに設置する協議会であり、会議の開催に当たっては、協議会の設立・委員構成に係る提案・調整等を行うこと。

### 3 業務期間

契約締結日 から 令和6年1月25日まで

### 4 打ち合わせ協議

業務の適正な遂行を図るため、市担当者と密接な連絡をとり、その都度打ち合わせ記録簿を作成し、市担当者の承認を得ること。打ち合わせは、業務着手時・中間打ち合わせ（2回程度）・納品時を基本とするが、必要と認められる場合には適宜行う。

### 5 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとし、一宮市環境部環境政策課へ納品する。

- (1) 一宮市地球温暖化対策実行計画等策定業務報告書
  - 業務内容を報告書としてまとめ、提出することとする。
- (2) 温室効果ガス排出量算定ツール及び算定手順説明書（改修した場合のみ）
- (3) 再エネ導入量算定ツール及び算定手順説明書
- (4) 一宮市地球温暖化対策実行計画等 計画書

いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030 の本編及び概要版を作成し、印刷・製本する。作成に当たって図表や写真、イラスト等を効果的に用い、簡潔かつ分かりやすい計画書とする。また計画書については環境に配慮した方法で作成すること。ページ数、作成部数は下記のとおりとする。

- ア 本編 （A4判、カラー、両面印刷、100頁程度） … 200部
- イ 概要版 （A4判、カラー、両面印刷、12頁程度） … 200部

- (5) 電子データ  
一宮市が指定する電子データ（PDF形式、ワード形式等）をCD-Rその他電子記憶媒体に、上記(1)、(2)、(3)、(4)の内容を保存し、1枚提出すること。
- (6) その他市担当者が指示したもの。

### 6 その他

本業務における成果品及び著作権など一切の権利は、すべて本市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与または使用してはならない。